

元税務調査官が明かす

深度ある 税務調査の手法

税理士 清水 高士【著】

法令出版

はじめに

私は国税の職場に37年余り勤務いたしました。そのうち34年は法人の調査事務でした（その調査の経歴は最後に著者経歴として掲げてあります）。

税務調査関係の本は数多く出版されており、国税OBが書いたものや、OBでない人が執筆したものもあります。

国税の職場で税務調査を行ってきた職員なら、それなりの税務調査の本は書くことができます。また税務調査を実際に担当したことのない職員でも管理職となって部下の調査内容の報告を聞いていれば、ある程度の本を書くことができます。

また当時は国税局管内の法人調査の不正発見事例が毎月回覧で、回ってきましたので、この回覧を見れば不正のパターンというものが分かりますし、業種ごとの否認内容が書かれた印刷物も配布されていたので、調査経験の少ない職員でも本を書くことができるでしょう。

税務調査に携わってきた国税OBが書いた本ですが、私はこの本の執筆に当たって、深度ある調査のことを書いた本はあるのだろうかと思い、買って読んだ本の多くは一般的に行われている税務調査のものでした。

これらの本は税務調査で一般的に否認される多くの事例を読者に分かりやすく解説していますので、それはそれでよいものと思います。

今回の私の本は一般的に行われている税務調査を基本に置きつつも、より一步深い調査を念頭に置き執筆いたしました。

課税の公平という観点から税務調査は必要なのですが、その「課税の公平」を貫くためにも深度ある税務調査は必要なのです。

私は現職中税務調査手法の研修講師も行ってきました。

しかし退職したら現職の国税職員を対象に調査手法の研修講師を行うことなどあり得ません。

今回のこの本には実際に調査がどのように行われているのか一般の読者に知っていただきたいのと、税務調査を不安に思っている納税者にも分かってほしい、そして現職の国税職員で調査事務に悩んでいる方、あるいは調査能力の向上を図りたいと思っている職員がいらっしゃれば是非読んでいただきたいと思えます。きつとお役に立てると思っています。

第5章で記述している「現職の国税職員にもぜひ読んでいただきたい」という趣旨の本は今までの私が見てきた限りではありませんでした。

この本の中で辛口の部分も多いのですが、決して国税当局を批判しているわけではありません。国税組織が少しずつでもよいので改善してもらいたいとの気持ちで辛口になっただけであります。

このためにも現職の国税職員にも分かってほしいという思いから、この本を執筆したのが1つ目の理由です。

この本の中には私が現職時代に事務の効率化がもっと図れないものかと考えたことも書いてあります。調査部在籍中に事務の効率化等の提案制度があり、改善意見を出したのですがこと

ごとく採用されませんでした。これに対し仲間から、「いったん決まった事務に対して改善意見を言うのにらまれるぞ。おとなしくしていた方がよい」と言われました。この提案制度には新規事務の提案も含まれており、誰かが新規施策事務を提案すると、その提案が採用されなくても、「あいつはうちの職場のことを考えて仕事をしている」と評価されるのであります。

もしその提案が採用されると新たな新規施策事務として仕事が増えます。

私の直属の上司（課長）が我々職員に言った言葉は今でも忘れません。その言葉とは「君たちは組織拡大ということを常に念頭に置いて仕事をしなさい。組織拡大とは人員（職員）の拡大である。人員削減などもつてのほかである。当課の人数を増やすには新規施策を考え提案することである。その提案が採用されればそれに伴って人員を確保（増員）できる」

この話を聞いて、これは違うと思いました。人数を増やすための施策が導入されたら新たに仕事が付加されるのが現状でした。この課には無駄と思える仕事（だいたい前に新規施策として導入された事務）を担当している職員がいました。こういう無駄な仕事を省いての新規施策なら私も理解できるのです。

チンギスハーン時代の旧モンゴル帝国に耶律楚材という名宰相がいましたが、その宰相は「やりつそざい一事を成すにはいちじ一事を省くはぶに如かず」という名言を残しています。

要約すれば、「一つの新しいことをやる（成す）には、不要になった事務はないのか見直して不要な事務を一つ省きなさい」ということです。

私は財務省や外務省などの省庁になぜ「省」という文字が付

くのか疑問に思っていましたが、ある勉強会に参加したら講師の先生から、「行政というものは放っておくと肥大化するので常に事務を見直して不要になった事務は省け、ということから省と言う文字が付いている」との話がありました。

国税職員は本当に多忙であり、次から次へと事務が降りかかってきます。

無駄な事務や、あまり意味のない事務を常に見直し、そのような事務があれば省略して、その分深度ある調査事務に振り向けた方が組織の活性化に繋がるとの思いから、私からの提言もあります。

このため現職中には言えなかったことも退職したらにらまれることもないだろうと、この本を執筆したのが2つ目の理由であります。

一般的に公務員の組織改善は外圧が無い限り、中からの改善はなかなか難しいと言われてしています。

私は外圧ではありませんが、改善させたいという気持ちで書いてあることは、この本を読んでもいただければお分かりいただけるものと思っています。

税務調査は人と人との対峙^{たいじ}であり、税金を賦課する方と賦課される方との人間模様も描いた方がよいと思い、私という人間の税務調査に対する取り組み方（生き方）も描いた方が読者に理解していただきやすいものと思いました。

また、税務調査とはどのようにして行われているのかを詳しく書いてあります。

私が体験したウソのような本当の調査事例も載せてありま

す。

私は法人調査の経験しかありませんので、法人調査のことは書いていませんが、その調査手法は所得税等の他の税目も何ら変わりがないと思っています。

私が退職したのは平成23年で、その後いろいろな組織変更が行われたと聞いていますが、組織変更があったとしても税務調査の本質は昔も今も変わっておりません。

*調査を行う職員は、税務署で言えば事務官・国税調査官・上席国税調査官などで、国税局では国税調査官・実査官・主査・総括主査などですが、この本では調査官または調査担当者という言葉で統一しました。

また、税務用語は分かりづらい言葉もありますので、国税職員以外の方々が読んでも理解できるように難しい用語にはコメントしておきました。

平成30年9月

清水 高士

目 次

はじめに

第 1 章 税務調査の流れ

1. 調査対象法人の選定	2
2. 準備調査	9
3. 調査の予約	12
4. 実地調査	15

第 2 章 勘定科目別「深度ある調査手法」

売 上	56
仕入及び外注費	58
棚卸（在庫）	59
修繕費	62
人件費	65
役員退職金	66
旅費交通費	68
交際費	68
寄付金	69
業務委託費	70
支払手数料	72
販売手数料	73
販売促進費	74
地代家賃	75
広告宣伝費・研究開発費	76
会議費・福利厚生費・雑費等その他の経費	77
会 費	78

第3章 私の経験「調査事例22」

【事例No. 1】 申告書「日曜定休日」、店の壁「年中無休」。どちらが本当か？	82
【事例No. 2】 スーパーマーケットが工事を請け負い？	85
【事例No. 3】 初動調査で犯した失敗	88
【事例No. 4】 税務署を含む官公庁の売上を除外	91
【事例No. 5】 風俗店の支配人が雲隠れ。さあ何処へ？	93
【事例No. 6】 調査先で女性がいきなり手を握ってきた。その悲しい理由。	98
【事例No. 7】 事前連絡なしで臨場した支店で見つけたFAX文書。そこには驚きの文面が……	103
【事例No. 8】 反面調査先でセールスマンに間違えられた結果……	107
【事例No. 9】 ヤクザの親分は一度口に出したことは撤回しなかった	110
【事例No. 10】 超高級スポーツカー、ランボルギーニ・カウンタックが100万円で買える？	116
【事例No. 11】 巨額の開発費をかけて作った人工真珠を「捨てる」と言うので……	118
【事例No. 12】 反面調査の迅速な対応はこんなにも威力を発揮する	121
【事例No. 13】 広告宣伝は自社のものばかりでない？	123
【事例No. 14】 会長自ら出張の手配をしているって本当？	126
【事例No. 15】 換金ショップに自社PCのみならず他社PCも横流し。その手口とは？	130
【事例No. 16】 社員が一人で資金管理している場合は要注意	132
【事例No. 17】 掘削単価の比較で把握した不正計算	136
【事例No. 18】 建設業の調査で垣間見る人間模様	143

【事例No. 19】 工事原価台帳に見慣れぬ製品の名が	146
【事例No. 20】 反面調査先で自社の不正を告白。調査してみると……	147
【事例No. 21】 病人に現金を引き出させてバックさせていた大企業の部長	149
【事例No. 22】 老夫婦が信頼していた娘婿。しかし陰でこんなひどいことを……	152

第4章 出身別「税理士の特徴」

1 国税局の調査部に長く在籍していた税理士	161
2 国税局の調査部以外に在籍していた税理士	162
3 税務署の法人課税部門に在籍していた税理士	163
4 国税局調査審理課・国税不服審判所経験者	165
5 その他（査察部に長く在籍していた税理士）	165
6 税理士試験合格組	166

第5章 現職の国税職員にもぜひ読んでいただきたい

●税務職員は職人か、プロか	168
●調査能力を向上させる方法	171
●現職の調査担当者へお願い	191
●調査部への転勤を希望している職員へ	197
●若い調査官に一言	201

第6章 税理士業を志す現職職員へ

●税理士業は甘くない	208
●「顧問先を紹介します」と言うが……	210

- 人脈は現職のうちから 214
- それでも税理士業を始めたい人へ 217
- 「顔が利く」「腕みが利く」は実力ではない 218

第7章 国税用語解説

おわりに

第1章 税務調査の流れ

本章では、税務調査の流れについて説明します。

税務調査は、主に、次の5つの流れに沿って行なわれることとなります。

1. 調査対象法人の選定
2. 準備調査
3. 調査の予約
4. 実地調査
5. 調査のまとめ

以下、順を追ってその内容について説明していきます。

1. 調査対象法人の選定

調査対象法人を選定することを、国税部内では「玉選び」と呼んでいます。玉選びは、税務署では管理職の特別国税調査官（略して「特官」）や統括国税調査官（略して「統括官」）が主として選定しています。国税局調査部では、特官部門では調査管理課で選定し、調査第2部～第4部では統括官と総括主査（略して「総括」）が選定しています。

この玉選びは、極めて重要な作業です。いかに調査能力のある有能な調査官であっても、全く問題のない法人に調査指令を出したところで、否認金額（注：調査で指摘され否

認される金額のこと）を出すことはできないでしょう。実務経験が豊富でなければ、きちんとした玉選びをすることはできないのです。

ここで間違えてはいけないのは、実務経験が豊富か否かの判断は、単に調査経験の長短だけでは図れないということです。どれだけ真剣に調査事務に取り組んできたかが、重要となります。

こうした経験を積むことにより、調査能力の感覚またはセンスが養われます。このセンスは大変重要で、直観力を養うこともでき、実地調査のみならず玉選びにも威力を発揮します。

センスがない人が玉選びをして部下に調査させた結果、多額の不正所得が把握できたという事例もなくはないですが、不正をコンスタントに把握するには、やはりセンスが重要になるのです。

よくある質問 (その1)	どのような基準で調査対象法人を選定するの
-----------------	----------------------

読者の皆さんの中には「3年一巡」という言葉を聞いたことがある方もいるかと思います。確かに、昔はこの「3年一巡」を目途に、調査対象法人を選定していた時代もありました。この「3年」という年数は、調査により修正申告させる期限（過少申告対象の否認）の制限があることから来ていたのかもしれませんが。この期限は現在5年になっていますが、だからといって「5年一巡」で調査対象法人の

選定に上がっているかどうかは、分かりません。

国税局調査第1部の特別国税調査官が所掌しているマンモス企業の中には、毎年調査が実施されている法人もあります。税務署管轄の法人の場合、3年一巡で調査が行なわれるのは、規模が大きな法人です。

では、3年一巡でない法人はどのような基準で選定されているのでしょうか。

これについては^{まちまち}区々ですが、一般的には、概ね次に当てはまるような法人になります。

- ① 同族法人でオーナー色の濃い法人（ワンマン社長の会社）
- ② ある程度の規模がある法人
- ③ 申告所得が低調な法人
 - ☞ 年々売上規模が伸びているにもかかわらず申告所得が伸びていない法人
 - ☞ 好況業種であるにもかかわらず申告所得が低調な法人
- ④ 多額の異常数値のある法人
 - ☞ 固定資産除却損（売却損）、貸倒損失など。これらは利益調整に使われやすい
- ⑤ 過去の調査で問題があった法人、不正計算が把握された法人や個人的経費を会社の経費に付け替えていた法人
- ⑥ 業績が急成長した法人

☞ 業績の急成長に伴う経理業務が対応できず、たくさんの誤りが出ることもある

⑦ 調査重点業種

☞ 国税庁・国税局・税務署では、「調査重点業種」というものを毎年設けており、その業種に該当すると選定されやすくなります。一例を挙げると、昭和50年代中頃以降に起きた不動産バブルの時代に、建設業や不動産業が国税庁指定の調査重点業種となり、これを受けて国税局では、建設関連業種や不動産関連業種を調査重点業種に指定していたことがありました。

また税務署では、その管轄地域の特殊性を考慮して調査重点業種を選定しています。たとえば、都心の繁華街で飲食店が多い地域を管轄する税務署では、飲食業が重点業種に指定されています。

⑧ 資料情報のある法人

☞ 税務署（国税局）が所掌している個別法人のファイルにはいろいろな資料情報があり、この資料情報から判断して、問題があると判断した場合には選定します。

資料情報には、会社に不満を持つ従業員や取引先が、国税当局に密告（タレコミ）してきたネタがある場合もあります。タレコミの多くは郵便物で届きますが、中には電話でのタレコミもあります。

私は国税局の資料情報部門に在籍したことがあ

り、そこにはいろいろな会社の部外情報（タレコミ・密告情報）が集まります。その情報を資料情報部門の職員が確認してから、各部門に配布していました。

密告文書を読めば、本物か中傷によるものかはほぼ判断がつきます。その多くはガセネタ（真実ではない情報）でした。中傷による密告は具体性に欠け、感情が先行しています。

また、手紙で郵送されるタレコミの宛先はいい加減なものも多く、たとえば「東京国税局脱税取締課」とか「東京国税局法人税部門脱税担当」など、ありもしないセクション宛に届くものがありました。これを見ただけで、直感的にガセネタと判断が付きまします。これらは差出人の名前が書かれていないものがほとんどです。

これに対し、本物の情報は、脱税の手口が具体的に書かれています。加えて、きちんとした宛先が記載され、差出人の連絡先も明記されているものは、本物の情報である確率が格段に高くなります。

⑨ 申告審理で誤りが見つかった法人

☞ 法人の申告書が提出されると、部門の担当者は申告書をチェックします（これを机上審理と呼びます）。その段階で明らかな誤りを発見した場合、調査選定することもあります。この場合、何の手間もかけずに増差（注：ぞうき。調査で否認された所得金額のこと。国税部内では「増差所得」と呼ぶ）を稼ぎ、調査件数

（ノルマ件数）が消化できるのです。

なお、過去の調査で税務処理を適正に行なっており、申告是認あるいは少ししか増差が出ていない会社は、調査選定されにくくなっています。

よくある質問 (その2)	赤字法人は調査選定されないのか
-----------------	-----------------

よく「赤字法人は調査選定されない」などと言われますが、これは本当でしょうか。答えはノーです。赤字法人であっても選定されます。もちろん、規模が小さく毎年赤字で繰越欠損金（累積赤字）があり、役員給与もまともに払えない、そして借入金も多いという会社は、特殊事情がない限りまず選定されません。このため10年もの間、調査がないという法人もあり、中には設立して随分年数が経つのに、未だに調査がないという法人もあります（ただ、やはり10年以上も会社と接触しないのは問題があるということで、会社の実態解明という名目で半日程度の調査をしていたこともありましたが、現在も行なわれているかは不明です）。

では、赤字法人の中でどのような法人が選定されるのかというと、会社から申告書が提出されたら、当然その申告内容をチェックし、なぜ赤字申告なのかを検討します。社長やその親族に会社が高い給与を払っていれば赤字要因の一つです。会社の建物や敷地が社長個人所有であり、社長に地代家賃を払えばこれも赤字要因の一つです。さらには社長の自宅の一部を事務所として使用しており、会社が社

長に家賃を払えばこれもまた赤字要因となります。

これらも、正当な金額であれば問題はないのです。社長一族も、高い給与や地代家賃を受け取ると、所得税は累進課税のため高い税金を個人で払うことになります。

そこで、これを回避するため、給与の額を下げる代わりに個人的な経費、たとえば旅費交通費・会議費・交際費・福利厚生費等の中に個人的なものが含まれていることもあります。

これらを分析し、その結果、問題ありと判断すれば、赤字法人であっても調査対象に選定します。

また、次のような理由で、赤字法人を選定することがあります。赤字法人であるが毎回の調査で否認金額が出ている法人があるとしたします。

たとえば、所得で1,000万円の赤字が出ていたが、400万円の売上の計上漏れが把握されたとしたします。

すると最終赤字は、

1,000万円－400万円＝600万円

になります。赤字には変わりありません。

しかしこの400万円を、黒字法人と同じように増差所得としてカウントするのです。

このように赤字幅を縮小させることを「赤消し」と呼んでいます。「赤消し」は単に赤字幅が縮小するだけなので、税金も発生しません。黒字法人なら、400万円に対する税金を考えると抵抗もしてくるでしょうが、赤消しは税金が発生しないので、納税者も抵抗なく修正申告に応じること

が多いため、赤消し事案を好んで調査を行なう調査官もいたことは事実です。

以上のような作業を経て、この法人を調査した方がよいと判断したときは準備調査を行ないます。

2. 準備調査

準備調査のやり方は、概ね次のとおりです。

まず、会社が提出した直近3～5年間の申告書の計数を横に並べ、比較検討（増減率の検討）します。

たとえば3月決算法人の場合、H24/3期・H25/3期・H26/3期・H27/3期・H28/3期の売上金額とその増減率を比較します。さらに売上原価や販売費一般管理費の勘定科目も同様に、この作業を行なっていきます。

この中で、たとえば仕入や外注費が伸びているにもかかわらず売上が減少していたりすると、仕入や外注費が要調査項目になります。

次に、その法人に集積された資料情報をチェックします。過去に調査が行なわれていた場合は、当然、その当時の調査資料もチェックします。

そして、私が一番重きを置いていたのは引き継ぎ書です。この引き継ぎ書は調査を行なった担当者が記載するもので、会社の税務に対する認識度、代表者の性格、会社の特

殊事情、問題ありと指摘したものの否認に至らなかった事項、反面調査に行った場合はその相手先名と反面調査（取引内容を確認した方がよいと思われる相手先の調査）の結果（顛末）などが書き込まれています。

これらを総合勘案し、調査項目を絞り込みます。

最後は上司の決裁をもらいますが、その際、上司も独自の観点から判断して、さらにコメントを書きます。

決裁が下りると、会社や税理士に電話で調査の連絡をするのですが、飲食店などの場合は事前に実際に店を訪れて飲食し、繁盛ぶりやお金を払ったときにレジを打っているのかなどもチェックします。レジを打っている時の現金の管理者（レジを打つ者）は従業員なのか経営者もしくは親族なのかの当たりも付けます。

ところで、税務署には法人の勘定科目の金額の分析表があります。外注比率や人件費率が高いなどの分析がされた表で、私の記憶では過去5年分の数字を分析したものだったかと思います。この分析表を元に調査選定している人も多いようですが、私はこの分析表で調査選定をしたことはありませんでした。

その理由は3つ。1つ目はコンピュータで分析して問題点を抽出するため、ちょっとした金額の上下でいろいろな項目で問題ありと分析されてしまうこと、2つ目は会社が複数の事業を兼業している場合もあり、どこに問題があるのか、その焦点がぼやけてしまうこと、3つ目は大変細かい文字で、見ているだけで疲れてしまうことです。コンピ

ュータには、数字の分析はできても、経営者など人間の分析まではできません。それよりも長年の経験則に基づいて選定する方がより精度が高いことが分かりました。

さて、この項の最後に、準備調査に関する忘れられないエピソードがありますので、紹介したいと思います。

旧・直税部の資料調査課に在籍していた時のことです。「準備調査の神様」と言われた先輩がいました。当時、実査官（資料調査課では調査官と言わず実査官と呼びます）は、一人年間3～4件の法人を選定して自ら準備調査（準調）を行ない、応援してくれる職員を集めて「準調調査検討会」を開くことになっていました。

ある検討会の席上、この先輩はわずかな計数の増減を指摘して「この科目にはこのような不正計算が想定される」などと細かく説明していました。当時、私は「こんな緻密な分析の仕方もあるのか」と、舌を巻くくらいの驚きで先輩の説明を聞いていました。

ある年、この先輩が都内で割烹料理店を数店舗所有する法人を選定し、検討会を開催した時のことです。

「この割烹は現金商売なので、売上の除外が想定される」から始まり、このほかにも「棚卸除外が想定される」「架空人件費が想定される」「架空仕入れが想定される」などの説明を行なっていたのですが、これを聞いていた当時の課長が、「現金商売のポイントは売上除外だろ？ 架空人件費や架空仕入などあるのか？」と指摘したのです。

つまり、この先輩の準調は、検討会の場における素晴らしい説明とは裏腹に、^{そじょう}俎上^{そじょう}にあげた分析がことごとく外れていたということです。

準調の基本は、まず全体の「森」を見ること、すなわち業種・業界特有の不正のパターンがあることを頭に入れ、過去に調査を行なった担当者が記載した引き継ぎ資料等を参考に、代表者の性格や会社の経理処理を知ることであり、その次に個別の「木」を見ること、すなわち個別の勘定科目の金額を分析することです。

この先輩は、言ってみれば「木を見て森を見ず」の準備調査をしていたということです。

3. 調査の予約

調査を行なう際、調査官は会社へ電話で連絡します。

会社が税理士に「税務代理権限」をお願いしている場合には、「税務代理権限証書」を税務署に提出してある税理士に、電話で連絡することになります。税務署は調査に行く担当者の名前を納税者（又は税理士）に告げます。私は税務署から調査担当者の名前を告げられると、すぐに調査担当者の経歴を調べ、これまでどのような部署を経験してきたのか、おおよその技量を判断します。税理士は、税理士会から毎年送られてくる国税職員録を持っていますから、これを見れば過去の経歴が分かるのです。

よくある質問 (その1)	調査予約の連絡がきた。 調査日程を変更することはできるのか？
-----------------	-----------------------------------

もちろん変更は可能です。月末で繁忙な時はどうしても都合がつかないこともあるでしょう。また、会社が税理士と顧問契約結んでいる場合には、会社の都合が良くても税理士が都合が悪いこともあります。したがって、こうした理由をきちんと説明することができれば、変更は可能です。ただし、極力、調査官の指定した日程に合わせられるようにしてください。

特段の事情もなく、2週間も3週間も延期されると、「その間に何か小細工をしようとしているのではないか」という不信感を抱かせることになります。

現在、私の顧問先の企業へ税務調査の連絡があったら、極力その日程に合わせるよう社長に伝えることにしています。

よくある質問 (その2)	調査を断ることはできるのか？
-----------------	----------------

それはできません。

「任意調査だから断れるのではないか」という質問を受けることがあります。

国税職員には「質問検査権」が与えられています。この権限は適正・公平な課税の実現を図るために与えられた権限です。